OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士 : 続・近代日本の地域社会と弁護士
Author(s)	三阪, 佳弘
Citation	阪大法学. 2013, 63(2), p. 33-87
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67931
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

――続・近代日本の地域社会と弁護士――

三阪佳弘

はじめに
一　明治末から大正・昭和初期における滋賀県域の弁護士と非弁護士
二　明治末から大正期の京都府域における弁護士と非弁護士
結び

はじめに

筆者は、前稿[1]において、明治末・一九〇〇年代の滋賀県域を題材として、当該地域社会の法的サービスの需要充足に関わる人々の多層的な構造を、一つの地域的まとまりのなかで「立体的」に明らかにしようと試みた。本稿はその続編である。

一八九三年（明治二六）弁護士法は、所属裁判所管轄内に複数事務所を開設することを禁止せず、また、他の裁判所管内にも事務所を開設すること（出張事務所）を認めていた[2]が、明治三〇年代大津地方裁判所管内では、同弁

護士会所属弁護士および「客員」登録した他管内の弁護士たちによる出張事務所開設に伴って生じた弊害が問題とされるようになった。つまり、こうした事務所には弁護士本人が不在であることが多く、その代わりに「事務員」なる者が存在し、かれらが法律事務を取り扱うなかで非行を行うことがありうることが問題とされたのである。そのことは、一八九〇年（明治二三）民事訴訟法（翌年四月一日施行）と上記弁護士法制定後、法廷内における訴訟代理業務が次第に法律専門職としての弁護士に独占されるようになる一方で（一八九〇年代末頃とされている［橋本誠一・二〇〇五］［林真貴子・二〇〇九］）、法廷から排除された非弁護士層が法廷外で法律事務を活発に行うようになっていく状況を背景としている。ここに「モグリ」「三百」問題が生じうる状況が生まれたのである。そして、一九〇〇年代以降、多くの府県で取締が行われるようになった（［橋本誠一・二〇〇五］第二部第二章）。代書業についての免許制を通じた府県令による規制（「代書人取締規則」）、府県違警罪、のちに警察犯処罰令による「モグリ」「三百」取締などの府県レベルの警察規制がそれに該当する。(3)

しかしながら、この「モグリ」「三百」問題は、地域社会の「良民ヲ害スルコト所謂モグリ代言ノ弊害」（一八九五・明治二八年五月一一日大津弁護士会長答申［滋賀県弁護士会所蔵文書2］）ともいうべきものであるが、他方で、法的サービスの需要充足に関わる現実、つまり弁護士制度が法制度として確立されたとはいえ、こうした需要充足にはあまりにも量的に少なく、かつ地域的な偏在は否めないという現実を反映していた。弁護士にとっては、そうした非弁護士層を雇用することは、確かに非行を行いかねない「モグリ」「三百」を抱え込むかもしれず、「弁護士タルノ風紀ヲ乱シ規律ヲ破」る（同上）リスクを負うことになったが、他方で、地域社会の上述の現実を前提にしたとき、少数で地域的に偏在する弁護士たちは、そうした非弁護士層を出張事務所事務員として活用したのであり、そこに両者の間の連携・共生関係が生じたのである。

前稿においては、一九〇〇年代以降顕在化する、この「モグリ」「三百」問題をめぐる大津裁判所付属検事局と連携した大津弁護士会自身の自己規制をめぐる動きを分析することを通じて、弁護士と非弁護士との間の連携・共生関係の実態の一端を明らかにした。司法統計上のデータだけを見ると、滋賀県域で活動する弁護士は一五～二〇名程度を数えるに過ぎないが、実際には、それ以外に滋賀県域に出張事務所を展開する京都・大阪地方裁判所所属弁護士会の弁護士と、かれらとさまざまなレベルでの連携関係ないしは非連携関係にあるさまざまな層の非弁護士たちが、多層的に滋賀県域に展開し、当該地域社会の法的サービスの需要充足に応じていたと考えられる状況が構築されていたのである。

本稿では、前稿の分析を前提として、以下の点を明らかにしたいと思う。まず、前稿で分析したように大津弁護士会の「モグリ」「三百」問題対応は、京都弁護士会との連携で行われたのであるが、本稿では、滋賀県域と比較しながら京都市部という都市部を抱える京都府域（さらには京滋地域）における法的サービス需要充足に関わる人々の多層的な構造を明らかにすることである。こうした目的に即して、以下では、大津地方裁判所所属弁護士会（以下では大津弁護士会と略記する。他地裁管轄弁護士会についても同じ）が採った、一九〇五年（明治三八）一一月の「特定名簿」[4]以後の大津弁護士会の対応と、弁護士層と連携関係にあった「事務員」層の具体像を、滋賀弁護士会所蔵文書を用いて分析し（一）、次に、同時期の京都弁護士会の会則改正過程と「特定名簿」策定および、「特定名簿」指定者の実態を、京都弁護士会所蔵文書を用いて分析することとする（二）。前稿と同様、本稿の分析は量的な分析が中心にならざるをえないが、それをふまえて、さらに非弁護士層が地域社会の法的サービスの需要充足においてどのような質の役割を果たしたのかを考えるための実態分析の手がかりを最後に示したい（結び）。

※本研究は、滋賀弁護士会および京都弁護士会が大切に保存されてきたそれぞれの戦前の弁護士会関係史料の存在があって初めて可能となったものであり、貴重な史料の閲覧と検討の機会をこころよく与えていただいた滋賀弁護士会、京都弁護士会に厚く御礼申し上げます。なお、京都弁護士会所蔵史料は、近畿大学法学部の林真貴子氏、三重大学人文学部の田中亜紀子氏との共同研究を通じて撮影したものであり、まずはこのような形でその一部を公表することを両氏にご了解いただいたことにも感謝いたします。

※本研究は、かつて交付を受けた科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号一九五三〇〇〇五）による成果の一部である。

一　明治末から大正・昭和初期における滋賀県域の弁護士と非弁護士

一九〇〇年代からの大津地方裁判所検事局と連携した大津弁護士会による非弁護士対策は、一九〇五年（明治三八）に具体化された。第一に、会員が事務員を雇用する際には弁護士会の認可を受けることを義務づける「事務員認可制度」であり、第二に、弁護士会にとって悪質と考えられる非弁護士層（「モグリ」「三百」）をあらかじめ弁護士会が作製した名簿に指定し、そうした人物を事務所の事務員として訴訟事務に使用しない、あるいは訴訟の紹介を受けないこととする「特定名簿制度」である(5)。この二つの制度は、弁護士との連携・共生関係の濃淡に応じた非弁護士のいくつかの層に対応したものと考えられる。滋賀県域に関する前稿の検討をふまえると、当時の滋賀県域の非弁護士層は、図1のように整理することができる。一つは「認可事務員」層である。弁護士会により認可されることによって、弁護士にとっては安定的な連携・共生関係を継続することが見込める層である。二つめは、弁護士会全体にとっては安定的な連携・共生を見込めない層である。個別の弁護士が事務員に雇用しようとしても、

図１　滋賀県域の法的サービス需要充足の人的基盤

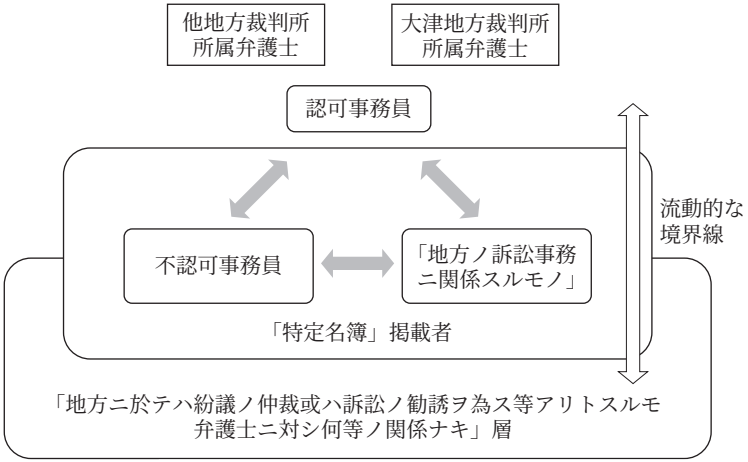

弁護士会としてそれに必ずしも認可を与えない場合も多々ある（不認可事務員）し、あるいは認可を得られなくとも、かれらは、「一般訴訟人」がまず相談する「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」であり、弁護士とは相対的に自立して活動できるものたちでもある。さらに、三つめとして弁護士との連携・共生関係を有しない「ソノ地方ニ於テハ紛議ノ仲裁或ハ訴訟ノ勧誘ヲ為ス等アリトスルモ弁護士ニ対シ何等ノ関係ナキヲ以テ之ヲ登録スルノ必要ヲ認メ」ない層である。事務員認可制度は、一番目の「認可事務員」層を、特定名簿制度は二番目の「不認可事務員」層と「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層を対象として、それぞれ弁護士会が規制しようとしたものと考えることができる。

このうち後者の特定名簿制度の方は、わずか一年後の一九〇六年に廃止された。その理由は、制度廃止提案者たちの説明から次の二点が指摘できよう[6]。第一は、「一般訴訟人ニ対シ尠ナカラサル不便ヲ感セシムルコトトナリ、遂ニハ公益ヲ害スル」結果をもたらすことである。そもそも地域社会の末端にある「一般訴訟人」の多くは直接弁護士に依頼する者は少なく、まず「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノニ相談」するのが常態である。そうした

「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」を「特定名簿」に指定し、彼らを事務員から排除し、また訴訟紹介などの随時の弁護士とのつながりから排除してしまえば、結果的に「一般訴訟人」の法的サービスへのアクセスを奪うことになり、「公益」を阻害してしまうと考えられた。第二に、第一の点と表裏の問題であるが、弁護士にとっての利害に関わる点である。特定名簿制度は、「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」を介した非弁護士との連携・共生の関係を損なうことを意味する。特定名簿に指定されれば、かれらは大津弁護士会会員・客員弁護士に事件を紹介することはできなくなり、必然的にかれらは他地方の弁護士に依頼せざるをえなくなる。「一般訴訟人」に対して多額の費用と手間を費やさせると同時に、「本組合ガ名簿ヲ制定シタル反抗」の結果「本組合会員ヲ害セントスル結果」をもたらすことになるとされる。こうした議論には、特定名簿制定以前から弁護士・非弁護士の間の連携関係は、地域社会の法的サービスの需要充足において有効に機能していたのだということ、資料の表現を借りれば、地域に存在する非弁護士層＝「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」が、法的サービスの需要をある程度充足しつつ、そこでは処理できないものを弁護士につないで解決に結びつけるという安定的な関係があったこと、それが一般訴訟人、弁護士双方の利害に適ったものであることが強調されている。特定名簿制度廃止後には、再び「出張所」が再設置され、「旧来ノ人」が事務員として雇用され、あたかも「出張事務員ノ事務所」に「弁護士ハ被雇人ノ如ク」ある観を呈していることが後に大津弁護士会総会で嘆じられていること(7)を重ね合わせれば、特定名簿制度の弁護士・非弁護士双方に対する影響の大きさ（さらに後者の反発の大きさ）を見ることができる。

こうして、大津弁護士会では、非弁護士対策のうち、特定名簿制度は廃止され、事務員認可制度のみが継続されることになった。結局、個別の弁護士から申請される事務員を審査して弁護士会自身が会員の行動を自己規制させるにとどまったのであり、「一般訴訟人」が身近に接するさまざまな質を有する「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」

そのものを特定名簿制度を通じて規制することを、弁護士会はあきらめざるを得なかったのである。この明治末期以降、大津弁護士会関係史料には個別の弁護士から事務員雇用認可申請を審議する資料のみが残され、「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」についての特定名簿のような詳細資料は残らなくなった（かろうじて事務員認可制度のなかで、「不認可事務員」とされたものが、そうした層の一端を示すものであると考えられる）。そうした個別資料の集積の一つが、滋賀県弁護士会所蔵の『大正壱拾参年以降会員ニ関スル綴込』（「滋賀弁護士会所蔵文書3」）である。同文書は、一九二〇年（大正一三年）以降の大津弁護士会の会員・客員弁護士の入会・退会、事務所設置・移転・廃止、事務員雇用・解雇に関する異動に関する個別の書類からなり、それらが会員毎に時間軸に沿って綴じられた簿冊である。ここから、大津弁護士会の大正一三年以降の「認可事務員」「不認可事務員」の実態を見ておくことにしよう。

事務員認可制度と特定名簿制度が導入された一九〇〇年代後半期の滋賀県域では、弁護士層との安定した連携・共生関係を有すると思われる「認可事務員」層は五〇名弱確認される。これに対して、特定名簿制度の対象として想定された者が、七〇名程度確認される(8)。大津弁護士会は特定名簿制度を廃棄したので、前述のように一九〇〇年代後半に確認されていた後者の層のその後の変化・推移は史料上確認できない。上記『大正壱拾参年以降会員ニ関スル綴込』では、一九二四年（大正一三）から、一九三三年（昭和八）までの個別の弁護士が事務員として雇用認可申請を行った「認可事務員」層を確認できることとなる(9)。

別表1、2（本稿末尾に掲載）は、こうして確認できた三九名について、雇用弁護士と経歴等を整理したものである(10)。

まず、上記一〇年弱の間に滋賀県域に出張事務所を展開した弁護士は、弁護士別に整理した別表2によれば、大

表1　全国・滋賀・京都・大阪弁護士数変遷
(1894～1930)

年	全　国	大　津	京　都	大　阪
1894	1602	17	42	123
1895	1555	17	39	112
1896	1565	18	36	114
1897	1463	18	37	106
1898	1481	22	35	113
1899	1577	19	38	124
1900	1626	16	45	135
1901	1647	15	49	142
1902	1752	17	53	151
1903	1846	17	64	149
1904	1924	17	70	152
1905	2023	18	73	152
1906	2037	19	70	149
1907	2030	18	69	144
1908	1999	19	66	139
1909	1985	18	62	139
1910	2005	20	58	137
1911	2036	19	53	136
1912	2109	17	54	148
1913	2256	18	61	174
1914	2486	18	67	192
1915	2665	17	80	203
1916	2795	16	89	223
1917	2947	15	85	249
1918	2957	13	81	270
1919	2992	13	81	293
1920	3435	13	84	327
1921	3568	11	97	421
1922	4284	14	103	530
1923	5412	14	146	672
1924	5648	15	154	691
1925	5871	15	164	730
1926	6048	17	174	757
1927	6346	17	182	785
1928	6957	22	189	806
1929	6409	18	188	816
1930	6599	15	196	831

※『日本帝国司法省民事統計年報』による

津弁護士会所属六名、京都弁護士会所属二〇名、大阪弁護士会所属三名、福井弁護士会二名、神戸・名古屋弁護士会所属各一名である（当時の全国・京阪滋の弁護士数を参考までに掲げておく。表1参照）。別表1・2中、「解雇」とされているのは、弁護士が出張事務所を閉鎖して、事務員を解雇する場合に該当することが多い。弁護士が出張事務所を開設している期間は、ほとんどの弁護士の場合、当該事務員と安定的な連携・共生の関係を維持していると見ることができる。では「解雇」された事務員は、それ以後弁護士との連携関係を断ってしまうのだろうか。これを事務員の側から整理した別表1から見てみよう。A06は大正末期に確認される事務員のなかでもっとも古くから活動している人物である。経歴を見てもわかるように、一八四八年（嘉永元）生まれで、一八七九年（明治一

二）に京都弁護士会堀田康人の大津出張事務所の事務員となり、その後は同じ京都の槻木義雄、荒賀勝平の事務員を継続している。おそらく大津町の在地に根ざしながら、早くから弁護士との連携・共生関係を構築した者と推察される。同じようにG05は彦根町を拠点とし、大阪弁護士会獅山知孝に一九二六年（大正一一）から事務員に雇用され、その後京都の弁護士森田茂に継承されている。G17は長浜町を拠点とする非弁護士として福井、京都の弁護士の事務員となっている。この点をもう一度弁護士から整理した別表2から見てみると、上記の大阪の獅山知孝は、彦根町と長浜町に出張事務所を構えているが、一九二八年（昭和三）に彦根町の事務所を閉鎖し、G05を解雇するが、かれの解雇後の処遇については京都の森田茂弁護士と調整済みのことであったらしく、森田はG05を雇用し、彦根町の出張事務所の経営を開始することになる。限られた上記の例ではあるが、在地性の強い非弁護士を事務員として雇用することで、弁護士たちの出張事務所経営が維持されていたことが推察される。

弁護士会は、各会員弁護士から事務員の雇用認可申請が出されると、必要と考えた場合には、別表1の「事務員の経歴等」欄にあるように、大津地方裁判所検事正を通じて警察に対して「素行内偵願」を依頼し、その報告を参照しながら認可の可否を検討している。前掲の大阪弁護士会の獅山は、長浜町の出張事務所事務員として、別表1にあるようにG02の雇用認可を求めたが、警察から代書人業に従事しながら法律事務に関与するなかで非行が確認される旨の報告を受けて、大津弁護士会は事務員認可を与えなかった。獅山はこれを受けて、同事務所についてG23を申請して認可を受けている。G17は一九二五年（大正一四）以後、長浜町を拠点としながら複数の弁護士の事務員に継続的に雇用されているが、その非行に対する弁護士会内部での異論が強く、一九二九年段階の福井弁護士会の丸山仁一からの認可申請は認められなかった。G04は、京都の警察による素行内偵報告では「三百」と断定され、大津の警察報告では「善良」とされ、不認可の意見も出されたが、大津弁護士会の谷村喜代太郎が身元保証と

監督責任を負うことを条件に、京都弁護士会酒井克巳の出張事務所の事務員となることが認められている。

限られた資料ではあるが、以上の事例は、「認可事務員」層が弁護士との連携・共生関係が濃厚であることを示すとともに、弁護士たちが、大正末期・昭和初期においても、在地性の強いかれらに依拠して出張事務所の運営を行っていたことを示すものである。と同時に、かれらの在地性は強く、たとえ事務員であったとしても、常に弁護士会が素行内定を行わざるをえないように、しばしば弁護士会の規制力を超えて活動する傾向を持っていたこともうかがえるところである。図1で、「認可事務員」「不認可事務員」「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」の間の境界が流動的と表現した理由がここにある。そして、こうした認可申請書類に登場する「認可事務員」「不認可事務員」の背後には、そうした弁護士会との連携という表舞台からは退場した「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層が潜在していることを念頭に置かなければならないだろう。

二　明治末から大正期の京都府域における弁護士と非弁護士

一九〇五年（明治三八）の滋賀県と京都府を対象とした「特定名簿」は、京都・大津両地方裁判所の検事局がイニシアティブをとって、京滋両弁護士会が共同して作製した。大津弁護士会側の経緯については前稿で検討したとおりであるが、ここでは京都弁護士会側の動きを同会所蔵史料によって見ておこう(11)。

京都弁護士会には、大津弁護士会と連携して特定名簿制度を導入した時期の同会の総会関係議事録が残されていないため、同時期の京都弁護士会の議論状況は不明である。ただ、一九〇五年「特定名簿」制定後も「モグリ」「三百」といった非弁護士の規制が不十分であるということで、一九〇八年（明治四一）五月の定期総会で、会則改正案が提示され、改正が試みられることになった(12)。

それ以前の総会記録が残されていないので、同上の定期総会で提案された会則改正案がどのような経緯で起案されたのかは不明であるが、この時期より少し前の大津弁護士会側の動きから考えると、京都でも非弁護士対応の動きに即した会則改正が試みられたと推測される。この点について、同会則改正案を提案するに当たって当時の弁護士会長（川上清）が行った説明においては、他地方の弁護士会則を参考にして会則改正案を起案し、とくに、「第五拾条ハ指定名簿ノ不完全ナルガ為メ改正ヲ認メ」て起案したものであると強調されている。会長からの説明を受けて、会則改正案について七名の調査委員による委員会が設けられ、そこでの検討の上改めて総会で審議されることになった[13]。一九〇八年六月一七日に会則改正についての調査委員会の報告が会長に提案され、その報告を受けて、同年七月五日に総会が開催され、会則が改正された。

まず〇八年五月定期総会に提案された同改正案（以下では「改正原案」と記す）は多岐にわたるが、本稿との関わりで問題となった条文は、以下の表の通りである。この表は、一九〇四年（明治三七）京都弁護士会会則[14]と〇八年五月定期総会での改正原案[15]とを対照させたものである。

改正原案の趣旨は、〇八年定期総会での川上清の発言から読み取ることができる。川上は、従前上記第五〇条の規定を置き「会員又ハ客員ハ凡テ訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ム者ヨリ訴訟事件ノ依頼ヲ受クルコト」はできないとしたにもかかわらず、ほとんど効果はなかった、そこで、前年度に調査委員を設けて、検事局・警察署に調査を依頼し、裁判所にも意見を聞き「指定名簿（前述「特定名簿」のこと――筆者）ノ改正ヲ図リタルモ、或ハ名簿掲載シタル者ニシテ正業ニ復シタル者アリ、其他警察部ノ調査ノ如キ時ニ愛憎ノ疑ナキニシモアラス、況ヤ本会員ニ於テモ甲論乙駁意見ノ差意アリテ明了ヲ欠キ、其結果不公平トナリ到底十分ナル取締ノ励行ハ期ス」ことができない状況に陥った、と説明する。ここには前述した大津弁護士会が、特定名簿制度導入後一年で規制を断念したのと同じ

一九〇四年（明治三七）京都弁護士会会則	一九〇八年（明治四一）五月定期総会での改正原案
第二六条　常議員ハ左ノ事項ヲ議ス（中略――筆者） 五　訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ム者ヲ指定シ若クハ其指定ノ取消ニ関スル事項 六　会員又ハ客員ノ事務員ヲ解傭セシムルニ関スル事項	第二六条　常議員ハ左ノ事項ヲ議ス（中略――筆者） （削除）五　訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ム者ヲ指定シ若クハ其指定ノ取消ニ関スル事項 六　会員又ハ客員ノ事務員ヲ解傭セシムルニ関スル事項
第五十条　会員又ハ客員ハ凡テ訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ム者ヨリ訴訟事件ノ依頼ヲ受クルコトヲ得ス	第五十条　会員又ハ客員ハ京都府違警罪第一条第九号「法令ノ規定ニ依ルモノニ非スシテ常ニ他人ノ紛議ニ関与シ又ハ訴訟、非訟事件ノ紹介、鑑定、和解、仲裁、若クハ助言ヲ為シ利ヲ図ル者」トアルニ該当シ刑ヲ受ケタル者ノ紹介ニヨリ訴訟、非訟、和解、仲裁等一切ノ事件ヲ受クルコトヲ得ス又此等ノ者ヲ事件上使用スルコトヲ得ス
第六十条　常議員会ハ会員又ハ客員ノ事務員中左ノ事項ニ該当スル者アリト認メタルトキハ決議ノ上会長ヲ経テ其者ヲ解傭スヘキ旨ヲ雇主ニ通知スルコトヲ得（中略――筆者） 三　京都府違警罪第一条第九号法令ノ規定ニ依ルモノニ非スシテ常ニ他ニ他人ノ紛議ニ関与シ又ハ訴訟、非訟事件ノ紹介、鑑定、和解、仲裁、若クハ助言ヲ為シ利ヲ図ル者トアルニ該当シ刑ヲ受ケタモノ	第六十条　常議員会ハ会員又ハ客員ノ事務員中左ノ事項ニ該当スル者アリト認メタルトキハ決議ノ上会長ヲ経テ其者ヲ解傭スヘキ旨ヲ雇主ニ通知スルコトヲ得（中略――筆者） 三　訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ミタル行跡アルモノ

状況を読み取ることができる。「旧則ノ如キ広莫タル規定ノ下ニ、不公平ナル指定名簿ヲ以テ取締ラントスルハ至難ノ事ニシテ、決シテ励行出来サル規定ヲ存スルハ杜撰ニ属」する、そこで、改正案としては、「昨年京都違警罪ノ発布」されたことを良い機会として、同令によって「金看板付キノモグリナルモノヲ証明サルル事ニナル」ので、その者に絞って規定化すれば、「範囲狭小ナルモ、受刑者テウ肩書付キノ者タレバ意義簡明ニシテ検挙容易ナレバ、会員内部ノ風紀励行モ容易ニ出来得ル事トナリ、始メテ法ノ完全ヲ告クル事トナ」るだろう、としたのである(16)。

このような趣旨から、改正案では、「訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ム者」という抽象的な文言を改めて、京都府違警罪第一条第九号違反で刑を受けた者に限定することとした。その結果第二六条で常議員会の管轄事項とされていた「訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ム者」を指定する業務は不要となり、改正原案では削除されることになった。改正案では大津弁護士会と同様「特定名簿」（本史料の言葉では「指定名簿」）は放棄されることになる。

このように、会則改正原案は、「特定名簿」による規制の実効性を問題として、同時期の大津弁護士会と同様特定名簿制度の試みを断念するというのがその内容であった。しかしながら、この提案は規制対象を狭く限定することによって、規制を強化するどころか、「モグリ」「三百」問題を放置してしまうリスクが予想される。実際にこうした点からの反対論が、上記改正原案を受けた調査委員会で激しく展開されたようであり、調査委員会の報告のなかに、両論の調整が付かなかったことを読み取ることができる。すなわち、調査委員会は折衷的に第五〇条中に「訴訟ノ紹介ヲ以テ利ヲ営ム者」と「法令ノ規定ニ依ルモノニ非スシテ云々」の京都府違警罪第一条第九号により刑を受けた者を並列的に規定し、第二六条の常議員会の指定業務の規定も存続させる案をまとめて報告したのである。両論を併記しただけの案では、それぞれの立場から納得が得られるはずもなく、総会では両論が激しく対立することになった。

調査委員会の報告案をもとに会則改正が審議された一九〇八年（明治四一）六月一七日の総会では、改正原案を支持する川上清が前述のように、規制対象とする「モグリ」「三百」を京都府違警罪規定に限定することを主張した。これに対して、同じく調査委員会を構成した山崎恵純は、「本会ノ意思ハ、彼ノモグリト称スル現行会則五十条ノ訟事ニ介在シテ利ヲ営マントスル不良ノ徒ヲ防遏セントスル精神」にあり、改正原案はこの精神に「何ラノ効果モナカラント思量ス」と一蹴する。山崎は、そもそも「本府カ違警罪第九号発令後、僅ニ某代書人壱名検挙サレタル外一人ノ処罰者」もない[17]、だからといって「其モグリナルモノ」がいなくなったわけではなく「実際ニ於テハ居然跳梁跋扈シツツアル事ハ、提出者ニ於テモ吾々同様実見セル所」であると述べる。検挙者がないということは、警察の不注意によるか犯者の巧妙さによるものかはわからないが、「何レニシテモ該法令ハ恰モ死文ニ属シ居ルナリ。然ルニ此ノ死文ニ拠ツテ本条ヲ設クルモ、又死文ニ外ナラス。果シテ然ラバ最早モグリヲ開放スルモ同然ナリ」とし、調査委員会報告では折衷的に従前の文言を加えた条文にしたのだ、と述べた。山崎の意見については、調査委員外の総会出席者からも次のように賛成意見が加えられている。会則原案を提案した「川上君其他二三氏ハ、未タ登録ノ済サル以前ニシテ、（会則が制定された――筆者）当時ノ模様ハ如何ナリシカ（ご存じないのであろうが――筆者）、先ツ裁判所内ノ弁護士控所ニ坐スルモ毎時数十ノモグリハ群ヲナシテ詰駈ケ、弁護士カモグリカ、モグリカ弁護士カ、明了シ難キ程ニテ風紀所ノ騒キデナカリシモ、検事ト数回交渉シ種々苦心ノ結果之レヲ防クコトニナツタ」のである、「川上君ノ説ノ如ク取締カ出来ル、出来ント云フハ要スルニ議論ニシテ、余程重大ノ件アレバ兎モ角、元来犯者検挙スル」こと自体が目的ではない、弁護士としての「職分ノ神聖ヲ保ツ上ニ必要ナル所以ニシテ、此指定名簿編製以来今日ハ実ニ旧ニ反シ余程体面ヲ革メタルモノナリ。然ルニ一朝此規則ヲ撤回センカ、例ノモグリ軍ハ洪水ノ氾濫シタル如ク□ヲ叫ブ餓鬼ノ狂フカ如ク襲来シテ、旧体ヲ再演スルコト明亮」であろう、

とする（三幣保発言）。大津弁護士会では、同じような議論の結果、特定名簿制度を廃止し、その結果、あたかも「出張事務員ノ事務所」に「弁護士ハ被雇人ノ如ク」ある観を呈することになったことを前述したが、以上の反対論はそうした結果を危惧するものである。

結局総会では、折衷的な調査委員会報告提案も、会則改正原案も賛成少数により否決され、従前の規定が存続することとなった。その結果、大津弁護士会が放棄した特定名簿を、同じく存続となった会則第二六条五号の規定にしたがって定期的に点検し、それを通じて「モグリ」「三百」の規制を継続することとなった[18]。それらの点検改訂作業は、『明治四十三年より昭和二年　常議員会記録』（［京都弁護士会所蔵文書2］）に記録されることになる[19]。では、京都弁護士会が対応しようとした非弁護士層の実態はどのようなものであったのだろうか。改訂が繰り返された特定名簿を整理することで、量的な側面に限定せざるをえないが、その一端を以下に見てみよう[20]。滋賀県域の分析を前提にした前掲図1の整理を用いるとすれば、この特定名簿の検討を通じて、京都府域における「不認可事務員」「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」の量的分布がある程度把握されることになる[21]。

京都弁護士会における特定名簿制度の取り組みの嚆矢は、前述したように大津弁護士会と連携して作製した「明治三十八年十月　特定名簿」であり、「大津、京都両弁護士会ニ於テ営利ヲ目的トシ訴訟ノ紹介ヲ業ト為スモノト認メ示後其紹介ニ応セサル事ト決定セシ指名者左ノ如シ」という前文が付されている。京都弁護士会常議員会は、『明治四十三年より昭和二年　常議員会記録』で確認される限りでは、一九一九年（大正八）まで、三回改訂を行っている。まず、一四年五月三日の常議員会に、「訴訟紹介指定名簿加除調」と題して、新規に指定すべき候補一覧が提出されている。常議員会では調査委員を設けて検討することとし、同年一二月二七日の常議員会で、「訴訟代理ノ行為類似ノ行動ヲ為セシモノ」の調査報告書が提出され、これに基づいて新規指定と死亡等による指定解

除が行われた。一九一六年五月の常議員会では、指定解除すべき二九名について報告がなされ、承認された。一九一九年五月常議員会では、「指定名簿」の再調査に基づき、新たな指定と、当該時期において訴訟紹介事実がないことあるいは死亡を理由とする指定解除が行われた。

以上の改訂過程を整理したものが「別表3　京都府域の訴訟紹介を業とする者の「指定者」一覧（一九〇五～一九一九年）」である。

明治末から大正期の京都の弁護士数の変遷は、前掲表1の通りである。これによれば、特定名簿が作製された一九〇五年（明治三八）は明治期の弁護士数の小さなピークを形成し七三名である。京都の弁護士たちが滋賀県域に出張事務所を積極的に展開している一九〇〇年代についての前稿の分析と符合する弁護士の増加時期であるといえる。その後五〇名強にまで減少するが、一九一〇年代以降には、弁護士試験合格者増加策や試験制度改革に伴う弁護士数の増加により（[橋本誠一・二〇〇五年]二四七頁以下）、京都でも一九一〇年代後半には八〇名を超え、二〇年代の急増期を迎えることになる。これに対して、別表3の特定名簿指定者数は、一九〇五年指定者一三一名、一九一四年追加指定者六六名、合計一九七名となる。一九一九年までに死亡等により指定解除されるものが六五名存在するとはいえ、常に弁護士の数倍の量が確認される。滋賀県域の特定名簿指定者と対照的なのは、彼らの多くが京都市内に住居を置いていることである。居住地が判明している一七三名のうち、郡部居住者は一九名であり、残りはすべて京都市内に居住している。それだけかれらは同じ地域で弁護士と競合するのであり、ここに京都弁護士会が特定名簿を存続させた背景を見ることができる。他方で、それにもかかわらず、かれらを有用と考え、指定名簿から解除することを要求し、事務員として雇用することに固執する会員弁護士も根強く存在する。郡部に居住するF070、F072は、いずれも弁護士事務員の肩書きを持つ者として特定名簿に指定されているが、これは滋賀県域

で見られた連携・共生関係の典型と見られる。京都市内居住のF119、H28、H60、H65、郡部在住のF079は、いずれも弁護士からの強力な指定解除要求があって解除されている。H28は明治末期から弁護士事務員として雇用され、非行はないという複数の弁護士からの身元保証があって解除され、再び事務員として雇用されている。H60は非行の疑いに基づいて検事局調査がなされ、そのうえで事務員に雇用されたが、その後改めて特定名簿に指定された。しかし雇用していた弁護士から指定解除請求がなされ認められることになった。さらにその後別の弁護士に雇用されるときにも常議員会は事務員として認可を渋ったが、監督責任を厳に行うことを条件に事務員雇用を認められた。H65は、非行歴があるにもかかわらず、事務員として雇用されることが認可された事例である。このように常議員会がその非行を疑っているにもかかわらず弁護士事務員として雇用されていた例は、H42、H49、H66に見られる。検事局調査により前科があることが確認されたので，常議員会が解雇要請を当該雇用弁護士に行ったにもかかわらず、H66については要請が拒否されている。

以上の非常に限られた分析ではあるが、そこから指摘できる滋賀県域と比較しての京都府域の特徴は次のようである。

滋賀県域の場合は、弁護士層、「認可事務員」層、特定名簿指定者層（「不認可事務員」層・「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層）のうち、前二者が裁判所所在地の市部に集住し、後者が滋賀県域全体に拡散しているという重層的な構造を構成していた（前稿六七八頁の図10参照）。これに対して、京都府域の場合は、限られた京都市部に三者が集中している。ここには、弁護士層と特定名簿指定者層との間の競合を予想することはたやすく、ここに京都弁護士会が特定名簿制度を存続させた姿勢の理由を見ることができることは前述したとおりである。しかしながらそれはあくまでも相対的なものであり、弁護士から折に触れて提出される特定名簿指定解除要求からは、特定名

簿指定者層と連携・共生することにかれらが有用性を見出していることがわかる。また実際に、京都の弁護士の多くは、前稿の分析や別表1からわかるように、滋賀県域に対しては出張事務所を積極的に展開しているのであり、会則改正案を提出した川上清もまた、一九〇一年（明治三四）以降大津市で大津弁護士会から不認可になった事務員を抱えて出張事務所経営を行っているのである（前稿二四三頁参照）。とはいえ、弁護士会としては、こうした層を規制対象としたことも事実である。そうすると、そうした弁護士会の対応にもかかわらず、なぜ、大正期においても根強く特定名簿指定者層は存続し得たのだろうか。この点を明らかにするためには、視点を変えて、かれら特定名簿指定者層（「不認可事務員」層・「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層）を利用する「一般訴訟人」の視点から、その法的サービス需要充足の要求にかれらがどのように応えたのか、その活動の質的な面でのさらなる検討が課題となる。

結　び

前章の末尾に述べたように、これまで検討してきた京滋地域の非弁護士層（「認可事務員」層、特定名簿に指定される「不認可事務員」層・「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層）が、実際にどのような形で地域社会の「一般訴訟人」の法的サービスの需要充足に関わっていたのかという検討が不可欠である。弁護士会さらには検事局などの政策対応は別にして、かれらが「一般訴訟人」あるいは個別の弁護士の一定の信頼をえて、そうした需要充足に何らかの役割を果たしていたとすれば、かれらの法律事務処理のあり方、あるいはその技量・能力のどのような点が評価されたためなのだろうか。

この点に関して、［橋本誠一・二〇〇五］［林真貴子・二〇〇九］は、明治前期においては、広く代言人ないしは

弁護士資格を持たないで法廷で訴訟代理を行う「代人」業が見られ（一八九〇年代末頃までと推定）、さらに明治前期大審院民事判決録の悉皆調査を行った［橋本誠一・二〇一〇］は、一八七五～八〇年（明治八～一三）の間に、免許代言人でない者が「代人」として大審院で訴訟代理を行っていた事例を明らかにした。そして、狭い地縁関係に限定されずより広い範囲で「代人」として訴訟代理を業として行っている人々が幅広く存在していたことを明らかにしている。この点についてさらに［林真貴子・二〇一二］は、こうした代言人資格を持たない「代人」業層の社会階層を明らかにする必要性を指摘するとともに、民事判決原本データベースの分析の有用性について示唆している。

そこで、明治末期・大正期を対象とした本稿では量的分析しか行いえなかったが、かれらが当時法律事務を取り扱う際において依拠しえたその技量・能力の源泉を、彼らの「代人」としての明治前期の経験に遡ることによって明らかにできないだろうか。京滋地域の非弁護士層の名前を手がかりに、明治前期民事判決原本データベース（［民事判決原本データベース（国際日本文化研究センター）］参照）を検索し、そこで判明した、一八九〇年（明治二三）までの判決に一定数以上関わった者を整理したのが、「表2　京滋地域の「特定名簿」指定者が一八九〇年までに関わった民事判決件数」である(22)。

この表から、明治後半期に弁護士と間に濃淡さまざまな連携・共生関係を持つことになる非弁護士層のなかに、明治前期に代言人資格を持たないで業として訴訟代理を行う「代人」業としての経験を蓄積していた者が存在することが浮かび上がってくる。ここでは、そのうち上位三名について若干の検討をしてみよう。

まずF102は明治前半期に本拠を大津に置きその後京都市内に移し、大阪控訴院での上訴も毎年担当している。かれの担当した事件・顧客の分布を地図に示したものが、次の図2(23)である。京都市を中心に、周辺郡部、大津にもそ

表２　京滋地域の「特定名簿」指定者が1890・明治23年までに関わった民事判決件数

事務員（記号）	居住地域	住居表示	民事判決原本データベース中の指定者関与判決数	
			件数	民事判決原本記載事項からの備考
F102	京都	京都市　六波羅南通東入興善町	45	1882・明治15年（以下「M15」と略記）まで大津鍵屋町在住。毎年控訴事件も担当。M16には岐阜始審裁判所の事件も担当。「質商」の肩書記載が見られる。
A06	大津	大津市　長等	35	「荒物商」の肩書記載が見られる。M22頃まで滋賀県矢橋村在住。事件顧客は東京市民、滋賀県栗田郡・蒲生郡・高島郡、大津近郊、野洲郡に広がる。
F070	京都	亀岡　紺屋町	25	M24までは高槻市土室在住。明治末には「弁護士事務員」の肩書。
F100	京都	京都市　柳馬場通六角下ル	21	M17まで大津在住。
F105	京都		17	
H39	京都	京都市　二条通千本東入	15	T８には死亡が確認され、京都弁護士会の指定名簿から削除。
D01	大津	大津市中央	15	指定名簿には「士族・周旋業」の肩書記載が見られる。民事判決原本データベースの時期は若狭在住。若狭、北近江地域の紛争の「代人」を業としていたことがうかがえる。M23頃には大津市在住。
F115	京都		13	
B17	大津	大津市京町	13	M13の事件では、大審院まで争う（同事件は東京上等へ移送）。顧客は滋賀県蒲生・神崎・滋賀・坂田郡、福井県敦賀に広がる。
A05	大津	大津市中央	13	M14頃は大阪在住、M17頃から大津市在住。顧客は福井県、滋賀県高島・西浅井郡、大津町、京都市に広がる。
F048	京都	京都市　智恵光院通寺ノ内上ル西入	12	
E47	大津	信楽町長野	12	「指定名簿」には「平民・農業」の記載が見られる。M16頃まで大津在住。M17～M19頃は滋賀県愛知郡在住、M23以降は同信楽郡長野在住。顧客は、愛知郡、神埼郡・甲賀郡・栗田郡草津。
F049	京都	京都市　竹屋町通西洞院東入	11	T８の指定名簿では、「現在事件紹介事実無く削除」とされている。
F093	京都	京都市　島原下ノ町	10	T３の指定名簿では、指定から解除されている。
E17	大津	彦根市　大薮町	10	指定名簿では「無職」の肩書あり。顧客は、彦根近隣、京都住民に広がる。
F005	京都	京都市　押小路通御幸町東入	9	T５の指定名簿では、指定から解除されている。T８の指定名簿でも「現在事件紹介事実無く削除」とされている。

の活動範囲が広がっていることがわかる。明治後半期以降特定名簿に指定されていたように、代言人＝弁護士との連携関係は希薄であることが予想される。

A06は、別表1にも登場した一八四八年（嘉永元）生まれの人物である。別表1の記載の通り、F102とは対照的に、早くから代言人＝弁護士の事務員の肩書きを有しており、明治後半期にいたるまで一貫して「認定事務員」として弁護士と安定的な連携・共生関係を有していたようである。大津近郊の郡部に居住しながら、その顧客は図3のように滋賀県の広範囲に存在している。

図2　京都・訴訟紹介人F102が「代人」として関与した明治前期民事判決事件

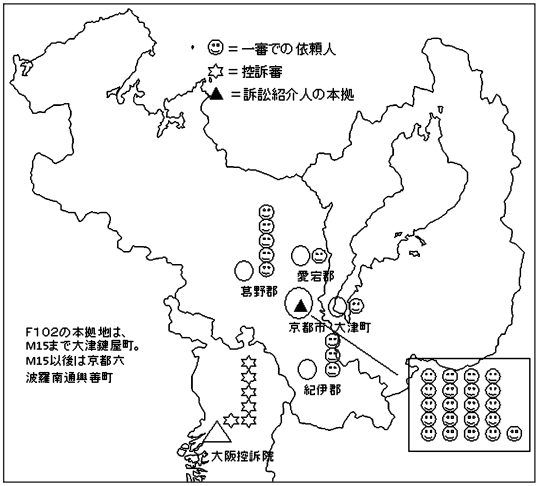

図3　大津・訴訟紹介人A06が「代人」として関与した明治前期民事判決件数

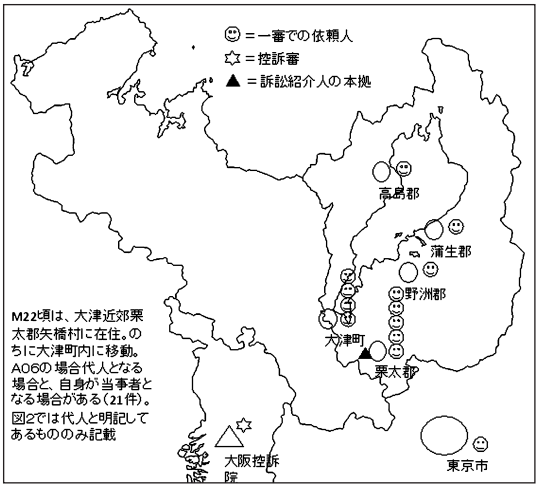

図4　京都・訴訟紹介人F070が「代人」として関与した明治前期民事判決件数

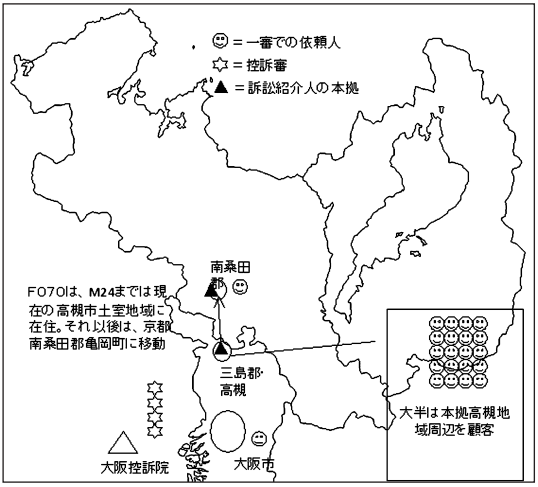

F070は、F102、A06とは異なり、図4から明らかなように、その顧客の範囲は居住地の小さな範囲に限定されており、居住地周辺の地縁関係を顧客として活動している。かれは、その後京都府の現在の亀岡市に居を移しているが、別表2に注記したように、特定名簿に登載されながらも「弁護士事務員」の肩書を持ち、その後も居住地の地縁関係を軸にした活動を展開したのではないかと思われる。

かれらが、このような密度で法廷での訴訟代理を「代人」業として行っているにもかかわらず、なぜ代言人の資格を取得せず「代人」の地位にとどまり続けたのかは不明であるが(24)、明治後半期以降大正期において、「特定名簿」に指定されながらも、依然として法律事務に関与し続けるだけの経験と技量を明治前半期に蓄積したことは予測できるところである。それが「一般訴訟人」たちの要求にどのように応えるものであり、逆にどのような点で、代言人＝弁護士といった資格者と分岐せざるをえなかったのか、改めて明治前期の具体的な訴訟事務の担い手の実態を分析検討することが必要である。

参照史料・文献一覧（著編者五十音順）

京都市政史1・二〇〇九『京都市政史第一巻　市政の形成』（京都市）

京都府警察部編・一九一九『京都府警察法規』（帝国地方行政学会）
京都府統計書・一九〇六～一二　京都府内務部『京都府統計書』（明治三九～四五年版）
京都弁護士会会史編纂委員会編・一九八四『京都弁護士会史　明治大正昭和戦前編』京都弁護士会
京都弁護士会所蔵文書1『自明治四十一年至大正十年　総会記録』
京都弁護士会所蔵文書2『明治四十三年より昭和二年　常議員会記録』
京都弁護士会所蔵文書3『明治之部　退会会員記録』（自明治三八年度至明治四四年度）
小松栄・鵜沼倫之進編・一九〇九　『滋賀県法規類纂』（帝国地方行政学会）
滋賀弁護士会所蔵文書1『第一号弁護士総会議事録』
滋賀弁護士会所蔵文書2『自明治二十六年　弁護士会々則関係文書等』
滋賀弁護士会所蔵文書3『大正壱拾参年以降会員ニ関スル綴込』
司法省『日本帝国司法省民事統計年報』
橋本誠一・二〇〇五『在野「法曹」社会と地域社会』（法律文化社）
橋本誠一・二〇一〇「大審院法廷における代言人・代人――一八七五年～一八八〇年」法政研究一四―三＝四
林真貴子・二〇〇九「日本における法専門職の確立――職域の形成とその独占」鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎編著『法制史学会六〇周年記念若手論集　法の流通』（二〇〇九）
林真貴子・二〇一二「（書評）橋本誠一著『大審院法廷における代言人・代人――一八七五年～一八八〇年』」
三阪佳弘・二〇一一「近代日本の地域社会と弁護士――一九〇〇年代の滋賀県域を題材として」法と政治六二―一下

参照ウェブサイト

民事判決原本データベース（国際日本文化研究センター）
http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dbase/minji_j.html（二〇一三年五月二〇日閲覧）

（1）以下、本文で「前稿」としているのは、［三阪佳弘・二〇一二］（引用については参照文献・史料一覧参照）である。

（2）九三年弁護士法「第一七条　弁護士ハ所属地方裁判所又ハ其ノ管内区裁判所所在ノ地ニ事務所ヲ定メ、之ヲ所属地方裁判所検事局ヘ届ケ出スヘシ　第二五条　弁護士ハ其ノ所属地方裁判所管轄外ニ事務所ヲ設ケ職務ヲ行ハムトスルトキハ其ノ職務ヲ行フヘキ地方裁判所所在地ノ弁護士会会則ヲ遵守スヘシ」。

（3）本稿で対象とする滋賀県・京都府については、以下の法令が制定されている。まず滋賀県については、一九〇六年（明治三九）一二月「滋賀県代書人取締規則」（滋賀県令第五八号）、〇八年一〇月「滋賀県警察犯処罰令（滋賀県令第六三号）」（［小松栄・鵜沼倫之進編・一九〇九］）がある（法文については、前稿六三七頁参照）。京都府については、一九〇七年代書人規則（京都府令第一三号）が制定され、滋賀県のものと同様、代書業の業務において禁止される行為として、訴訟又は非訟事件に関し、代理、鑑定、仲裁、紹介行為、他人の紛議に関与すること、その他争訟行為に干渉すること、同一事件につき利害を異にする双方の代書を為すこと、代書人でない者に自己の業務を補助させること、所定の料金以外の報酬を請求もしくは受領すること、住所又は営業所を他人の法律事務所に貸与することなどが禁止された（［京都府警察部編・一九一九］第二類、四六七頁）。また、京都府違警罪条目が一九〇六（明治三九）年に改正され、第一条九号に「法令ノ規定ニ依ルモノニ非スシテ常ニ他人ノ紛議ニ関与シ又ハ訴訟、非訟事件ノ紹介、鑑定、和解、仲裁若クハ助言ヲ為シタル者」が加えられた。同規定は、明治四一年九月の京都府警察犯処罰令（京都府令第六五号）第一条第二号「法令ノ規定ニ依ルモノニアラスシテ常ニ他人ノ紛議ニ関与シ又ハ訴訟、非訟事件ノ紹介、鑑定、和解、仲裁若クハ助言ヲ為シ利ヲ図リタル者」について、三〇日未満の拘留又は二〇円未満の科料に処することに継承されている（同上一頁）。

（4）大津弁護士会会則第六一条の一「会員及客員ハ本会ニ於テ特ニ定メタル名簿ニ登録セラレタル者ヲ直接又ハ間接ニ使用シ若クハ其紹介ヲ以テ訴訟ヲ受任スルコトヲ得ス」に基づき作成された名簿を指す（前稿六七〇頁参照）。

（5）以下、一九〇五年段階の大津弁護士会の非弁対策に関する叙述については、前稿の叙述による。

（6）以下は、［滋賀弁護士会所蔵文書1］中、一九〇六年（明治三九）一二月七日臨時総会議事録による。

（7）［滋賀弁護士会所蔵文書1］中、一九〇九年（明治四二）四月二五日定期総会議事録。

（8）以下、史料にあらわれる非弁護士については記号表記し、匿名化している。同時期の滋賀県域の非弁護士層の分析については前稿参照。なお、前稿の分析では、本文でいう「認可事務員」層を四七名（前稿七〇四頁以下の別表中の事務員

番号A01～29、B01～18）、認可と不認可を流動する「不認可事務員」層を一八名（同上別表C01～05、D01～13）、「地方ノ訴訟事務ニ関係スルモノ」層を五八名（同上別表E01～58）それぞれ確認している。後二者が、特定名簿制度の対象となった層である。

（9）同史料に収められている事務員認定申請書類は一九三三年（昭和八）までのものである。一八九三年法が認めていた出張事務所が認められなくなった一九三三年弁護士法の制定（一九三六年四月一日施行）、法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律（同上施行）の制定が影響しているのかどうかは不明である。

（10）本稿別表1と2の事務員記号のうち、A06、E04、E09については、前稿掲載の別表中の同一記号と同じ人物である。G01～36は、同史料で初出の者である。

（11）ここで京都弁護士会が所蔵する戦前の京都地方裁判所所属弁護士会関係史料について概要を紹介しておこう。所蔵史料は大きく三つに分けることができる。

- 『総会記録』四冊
  「明治四一～大正一〇年」「大正一一年～昭和一〇年」「昭和一一年～一七年」「昭和一八～二〇年」
- 『常議員会記録』五冊
  「明治四二年～昭和二年」「昭和二～一〇年」「昭和一一～一五年」「昭和一一～一三年」「昭和一四～一五年」「昭和一六～二〇年」
- 『退会会員記録』一九冊
  明治三八年～昭和二一年を対象として、二～六年度毎に一冊の簿冊にまとめられている。

一八九三年（明治二六）弁護士法によって、弁護士会は各所属地方裁判所検事正の監督を受け、その組織として正副会長を設けることになっている（大津、京都はいずれも会長一名、副会長二名を選出）。そして、弁護士会は毎年定期総会（大津、京都はいずれも五月に定期総会を一回、適宜臨時総会を年一～数回）を開催している。総会の下に常議員会が設けられ、司法大臣・諸官庁の諮問に対する答申あるいはそれらへの建議事項を議するとともに、会員の規律維持に関する事項、そして事務員の認可の可否の問題などを随時審議することとされている。上記総会記録、常議員会記録はこれらに関する記録である。退会会員記録は、簿冊の当該年度に退会した会員の入会以後のさまざまな異動関係記録が会員毎に束

ねられ、退会年月日順に綴じられている記録である。会員だけでなく客員による出張事務所の設置、事務員の雇用状況を知ることができる。なお、上記簿冊年度以前の記録については、筆者の調査した段階では、同会の書庫に残されていなかった。一九〇八年（明治四一）以降の歴代正副会長、常議員会議長は［京都弁護士会会史編纂委員会編・一九八四］参照。

(12)　この時期の京都弁護士会の動きを『法律新聞』の記事により把えたものとして［橋本誠一・二〇〇五］二三一～二三二頁参照。以下の経緯については、とくに断らない限り、前掲注に述べた総会記録のうち『自明治四十一年至大正十年総会記録』（［京都弁護士会所蔵文書1］）による。

(13)　調査委員に選出されたのは、川上清（当時会長）、山崎恵純（一九〇一＝明治三四年、〇四～〇六年会長）、若林秀渓（一〇年会長）、川勝武夫（一九一五＝大正四年会長）、大瀧新之助（一五年常議員会議長）、江間乙蔵（一二年会長）、喜多村重孝（〇八年副会長）である。いずれも副会長、常議員会議員の主要メンバーである。山崎は司法省法学校修了で京都地裁判事後弁護士会に転身し、明治期においては京都弁護士会の中の三つの派閥のうちの一つを形成したとされる（［京都弁護士会会史編纂委員会編・一九八四］六八頁以下参照）。なお、川上清、本文中A06を雇用した堀田康人の京都政界における活動については［京都市政史1・二〇〇九］に詳しい。

(14)　［滋賀弁護士会所蔵文書2］所収の「明治三十七年十二月印刷　改正京都弁護士会会則」に依拠した。同改正会則は同年一二月二一日に司法大臣（波多野敬直）に認可されたものである。なお大津弁護士会は同じ時期に会則改正が行われていることは前述の通りである。

(15)　前述した一九〇八年五月一六日定期総会で提案された会則改正案である。［京都弁護士会所蔵文書1］中に同上総会議事録の資料として綴じ込まれている「京都弁護士会会則改正案」による。

(16)　京都府違警罪については前掲注（3）を参照。

(17)　この時期の同第九号による処罰人数は［京都府統計書（一九〇六～一二）］によれば、以下の通りである。

〇六年＝三名　〇七年＝一五名　〇八年＝〇名　〇九年＝六名　一〇年＝三名　一一年＝三名　一二年＝一名

同令発令後検挙者が一名に過ぎないという山崎の発言は、どの統計を前提にしているのか不明だが、同総会が開催された一九〇八年以降、同令による処罰実績が著しく低調であるという点では的を射ている。なお、同号違反は、一九〇九年

九月京都府警察犯処罰令に引き継がれ、統計も同令違反となる。注（3）参照。

（18）京都弁護士会では、非弁護士対策の会則改正はその後、大正後期、一九一九年（大正八）から再び取り組みが開始されることになる。その際には、前述の議論の中で死文と化していると批判された府県警察令違反による取締について、「所謂三百代言ノ取締ハ之ヲ府県令ニ委センヨリ、弁護士法ニ規定ヲ設ケ、立法ノ統一ヲ図ルノ要アルヲ認ム」（一九一九・大正八年三月三一日付弁護士法改正建議案・会則改正調査委員会委員長報告書、［京都弁護士会所蔵文書1］所収、［橋本誠一・二〇〇五］二三二頁の指摘も参照）とし、後の一九三三年弁護士法と「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」の方向性を持った案が提示されることになる。こうした京都弁護士会の動きが、一九二二年（大正八）以降本格化するとされる中央レベルの弁護士法改正の動きとどのように関連しているのかは現段階では不明である。今後の検討課題としたい。

（19）常議員会は、前掲会則第二六条六号に基づいて、弁護士が雇用する事務員の雇用申請の認可も行うので、前述した大津弁護士会の常議員会での事務員認可関係記録を収める［滋賀弁護士会所蔵文書3］と同様、個別の弁護士からの事務員雇用認可申請の記録も［京都弁護士会所蔵文書2］に収められている。しかし実際には、一九二〇年（大正九）頃までは、特定名簿に指定名簿指定者の改訂が主要な議題となっており、個別の事務員申請についてはあまり議題となっていない。なお個別の弁護士の事務員雇用状況については、注（21）参照。

（20）以下の叙述は特に断らない限り、［京都弁護士会所蔵文書2］による。

（21）「認可事務員」層については、滋賀弁護士会所蔵文書とは異なり、特定時期の全会員の事務員雇用状況を把握した史料が京都には残されていない。そのため、『明治之部　退会会員記録』（自明治三八年度至明治四四年度）（［京都弁護士会所蔵文書3］）以下の退会会員記録の整理が必要であるが、現時点では作業は完遂していないので、今後の課題としたい。

（22）表2中事務員の記号については、注（8）参照。

（23）図2～4作成にあたって Craft MAP（http://www.craftmap.box-i.net/）掲載の白地図を利用させて頂いた。

（24）［林真貴子・二〇一二］二五八頁は［橋本誠一・二〇一〇］が明らかにした大審院でも活動する「代人」についてのこの面での解明の必要性を説く。

弁護士事務所員動静（事務員別一覧）

文書３（1914)］により作成

事務員の経歴等
M12-Ｔ10まで京都弁護士会堀田康人の大津出張所の雇い人。同人死亡後は京都弁護士会樋木義雄の事務員を歴任。
学歴不詳。M34～長浜町会議員、M38～坂田郡会議員、M22～舶来雑貨販売業等
滋賀県東浅井郡小学校卒業。農業従事その後、M28から縮緬製造業。M38から滋賀県縮緬同業組合会長、同組合織物模範工場長など。Ｔ3/12/15免許代書業に従事し、Ｔ8/9/16司法代書人認可、Ｓ２同廃業。 弁護士会長から検事正へ素行内偵願いあり。同警察署長報告として、「ある事件に関係して拘禁されて司法代書業を廃業し、常々性質奸智に長け高利の金銭貸借を周旋して不法な利得を得ていて素行善良ではない。又他人の金銭貸借、訴訟事件に関係して利得をむさぼる素行不良者である」旨。 役員会常議員会で不認可の決定。
中等科二年卒業。農業、代書業、会社員などを従事。 弁護士会長から検事正へ素行内偵願いあり。同報告として、「普通の性質で、見苦しいところもないので世間の信用を受けている。素行は良好で悪評はない。水口町では中流の生活」の旨の報告あり。
大津市下堅田町在住。兵庫県山崎町高等小学校一級卒業。山崎養蚕学校卒業Ｔ15まで家業の製糸業に従事。廃業後鉱山業・燃料製造販売業に従事。当時無職。 弁護士会長から検事正に素行内偵願いあり。同七条警察署報告によれば、「性質実直でなく常常悪事を率先し、他人を扇動し熱しやすく善良でない。一定の職業をしているが「三百代言的」行為をしばしば行っている」。大津警察署報告によれば「資産なく中流。性質温順にして善良なり」。 以上の素行調査結果により、副会長は不認可の意見が出されるが、大津弁護士会谷村清太郎弁護士が保証するという条件で認可。
中学校四級で退学。私塾にて地理歴史算術修学。滋賀県巡査としてM36-Ｔ10勤務。Ｔ11から獅山弁護士の法律事務員に採用。 なお、Ｇ05を森田が雇用する事については前雇主の獅山と調整した旨の記録がある。
関西法律学校入学・中退。M39から大阪、東京で製帽業を経営、現住所で経営。弁護士会長から検事に素行内偵願あり。「弁舌巧み、素行善良等」が報告。
弁護士会長から検事に素行内偵願あり。明治大学選科校外生として法科修了。滋賀県巡査（M41-Ｔ11)。

別表１　大正末期の大津地域の

※［滋賀弁護士会所蔵

事務員・生年		出張事務所	事務員の雇用期間・手続日等 ○＝雇用申請→認可 ×＝雇用申請→不認可		雇用弁護士の所属弁護士会・本拠事務所所在地・弁護士名	
A06	1848	大津市	（不明）　～T15.9.30	解雇	京都・京都市	樋木義雄
			T15.10.1 ～	○	京都・京都市	荒賀勝平
E04	—	大津市	T14.3.28	解雇	京都・京都市	若林駒之輔
E39	—	大津市	T14.7.31 ～	○	京都・京都市	石川直吉
G01	1866	長浜町	T14.3.9　～T14.12.25	解雇	福井・福井市	矢島重遠
G02	1869	長浜町	S2.10.24	×	大阪・大阪市	獅山知孝
G03	1874	水口町	T15.11.8 ～S4.9.30	解雇	大津・大津市	植村善三
G04	1875	大津市	S2.10.1　～	○	京都・京都市	坂井克巳
G05	1877	彦根町	T14.1.22 ～S3.9.30	解雇	大阪・大阪市	獅山知孝
		彦根町	S3.10.1　～S6.12.23	解雇	京都・京都市	森田茂
		彦根町	S6.12.28 ～	○	京都・京都市	塩田義太郎
G05	1881	大津市	T15.5.11 ～	○	京都・京都市	松尾直樹
G06	1883	彦根町	T14.10.24～	○	大津・大津市	信正義雄

事務員の経歴等
滋賀県栗太郡出身。京都市在住。農業
私立正則中学校三年課程修了工兵隊で軍曹まで勤務。Ｔ２から滋賀県巡査、岐阜県巡査、滋賀県巡査などを経て定年。長浜区裁判所執達吏代理として事務官。弁護士会長から警察へ素行内偵願いあり。警察からの報告として、「性質は穏健だが、理屈っぽく他人の非行等を摘発する癖があり、何事に由らず理屈に走る傾向があって余り素行善良というほどでもない。裕福ではないにしても中流程度」。
佐賀商業学校本科一年修了。神戸で牛乳販売業。Ｔ５から神戸の商店勤務。
北海道滝川町出身・高等小学校卒業後、石川県で文官普通試験合格。奈良県巡査から滋賀県巡査、Ｓ６退官。
県立八幡商業学校中退。大津市役所丈量技師などを経て証券業を経営。現在に至る。
滋賀県坂田郡南郷里村尋常小学校高等科卒業・農業補修学校修了。農業従事。米原駅改札・車掌等を経て物品販売業、農業。楽席経営により興行。T15から南郷里村宮司区長。氏子総代。
滋賀県東浅井郡湯田村。尋常高等小学校卒。米穀商。T15廃業。弁護士会長から検事正に素行内偵願あり。警察からの報告として「性質温厚生活状態。経歴に問題はない」。
中学校病気中退。M39文官普通試験合格。兵庫県巡査・巡査部長・警部補・分署長、M45退職。鳥取県米沢村村長事務取扱。猪苗代水力電気会社書記、鳥取県農工銀行勤務。製鉄業経営。鉱業会社勤務。T11から近江絹糸紡績、T14から近江毎夕新聞主筆。
岡山県出身。中学校卒業。滋賀県巡査。Ｓ５退職。
滋賀県朽木出身。福井県小浜中学校中退。滋賀県巡査。Ｓ５同退職。
高等小学校卒業後、天鵞絨（ビロード）商に従事。 大津弁護士会役員会で、素行内偵を行う必要ありとの意見、過去に許可しているので今回も許可すべきという意見など分かれたが、最終的に不認可に決定。
滋賀県木之本で尋常小学校高等科３年修了。Ｔ７―９北海道で米穀商。その後農業従事・徴兵期間を経て、Ｓ２から滋賀県巡査、Ｓ６退職。
名古屋市在住。小樽北海商業学校卒業。樺太の商業会議所で書記に従事。
滋賀県坂田郡神田村本籍。長浜実業補修学校卒業。農業。
福井市本籍。高等小学校卒業。福井警察部雇。退職後矢島法律事務所（福井市）で勤務。矢島弘毅は東京弁護士会所属。

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員・生年		出張事務所	事務員の雇用期間・手続日等 ○＝雇用申請→認可 ×＝雇用申請→不認可		雇用弁護士の所属弁護士会・本拠事務所所在地・弁護士名	
G07	1883	大津市	S7.6.21　～	○	京都・京都市	杉原弁太郎
G08	1885	長浜町	S2.10.13 ～S4.10.12	解雇	京都・京都市	山岸啅正
G09	1885	大津市	S2.3.20　～S4.9.25	解雇	神戸・神戸市	滋賀房次
G10	1887	彦根町	S6.8.14　～	○	大津・大津市	植村善三
G11	1888	大津市	S2.2.24　～	○	大津・大津市	田中重太郎
G12	1888	長浜町	T15.9.20 ～	○	大阪・大阪市	獅山知孝
G13	1893	長浜町	T15.7.25 ～	○	大阪・大阪市	辻村政治
G14	1894	彦根町	S2.3.20　～S6.12.28	解雇	大津・大津市	信正義雄
G15	1895	長浜町	S8.6.1　～	○	京都・京都市	上原角三郎
G16	1899	彦根町	S5.12.23 ～	○	京都・京都市	藤井一祥
G17	1899	長浜町	T14.12.25～T15.8.19	解雇	福井・福井市	矢島重遠
		長浜町	T15.10.29～S4.6.13	解雇	京都・京都市	渡辺一郎
		長浜町	S4.6.24	×	福井・福井市	丸山仁一
G18	1901	大津市	S7.5.10　～S8.10.3	解雇	京都・京都市	山内牧二郎
		大津市	S8.10.19 ～	○	京都・京都市	山本数馬
G19	1903	長浜町	S7.3.8　～S8.4.6	解雇	名古屋・名古屋市	高橋春草
G20	1906	長浜町	S2.3.18　～	○	京都・京都市	大森正一
G21	1907	長浜町	T15.8.19 ～	○	福井・福井市	矢島重遠・矢島弘毅連名

事務員の経歴等
大津尋常小学校高等科卒業。大津市本籍。T15から大津弁護士会給仕勤務。

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員・生年		出張事務所	事務員の雇用期間・手続日等 ○＝雇用申請→認可 ×＝雇用申請→不認可		雇用弁護士の所属弁護士会・本拠事務所所在地・弁護士名	
G22	1910		S2.4.7　～S5.12.17	解雇	大津・大津市	山本福丸
G23	—	長浜町	S2.12.21 ～	○	大阪・大阪市	獅山知孝
G24	—	大津市	S2.3.20　～S4.4.20	解雇	京都・京都市	中江源
G25	—	彦根町	T14.4.28 ～	○	大津・大津市	山本福丸
G26	—		（不明）　～S5.12.17	解雇	大津・大津市	山本福丸
G27	—	大津市	S2.3.20　～不明	解雇	京都・京都市	森田茂
	—	大津市	S7.4.14　～	○	京都・京都市	荒賀勝平
G28	—	長浜町	（不明）　～T14.2.28	解雇	（不明）	川村弥一郎
G29	—	大津市	S2.3.20　～S7.9.19	解雇	京都・京都市	西村藤馬
G30	—	彦根町	S6.1.7　～	○	大津・大津市	石野正弘
G31	—	大津市	S2.3.19	解雇	大阪・大阪市	岩本政市
G32	—	長浜町	（不明）　～T15.6.9	死亡	大津・大津市	山本福丸
G33	—	大津市	S2.3.20　～	○	京都・京都市	宮川長清
G34	—	長浜町	S2.3.20　～	○	大津・大津市	八塚英一
G35	—	大津市	T15.3.19 ～	○	京都・京都市	藤田敬治
G36	—		（不明）　～S5.12.17	解雇	大津・大津市	山本福丸

弁護士事務所員動静（雇用弁護士別一覧）

文書３（1914)］により作成

雇用弁護士の所属弁護士会・本拠事務所所在地・弁護士名		出張事務所	事務員	事務員の雇用期間・手続日等 ○＝雇用申請→認可 ×＝雇用申請→不認可	
	杉原弁太郎	大津市	G07	S7.6.21　～	○
	西村藤馬	大津市	G29	S2.3.20　～ S7.9.19	解雇
	石川直吉	大津市	E39	T14.7.31　～	○
	大森正一	長浜町	G20	S2.3.18　～	○
	中江源	大津市	G24	S2.3.20　～ S4.4.20	解雇
	渡辺一郎	長浜町	G17	T15.10.29 ～ S4.6.13	解雇
	藤井一祥	彦根町	G16	S5.12.23　～	○
	藤田敬治	大津市	G35	T15.3.19　～	○
	樋木義雄	大津市	A06	（不明）　～ T15.9.30	解雇
大阪・大阪市	岩本政市	大津市	G31	S2.3.19	解雇
	獅山知孝	彦根町	G05	T14.1.22　～ S3.9.30	解雇
		長浜町	G12	T15.9.20　～	○
		長浜町	G02	S2.10.24	×
		長浜町	G23	S2.12.21　～	○
	辻村政治	長浜町	G13	T15.7.25　～	○
神戸・神戸市	滋賀房次	大津市	G09	S2.3.20　～ S4.9.25	解雇
福井・福井市	丸山仁一	長浜町	G17	S4.6.24	×
	矢島重遠・矢島弘毅連名	長浜町	G01	T14.3.9　～ T14.12.25	解雇
		長浜町	G17	T14.12.25 ～ T15.8.19	解雇
		長浜町	G21	T15.8.19　～	○
名古屋・名古屋市	高橋春草	長浜町	G19	S7.3.8　～ S8.4.6	解雇
（不明）	川村弥一郎	長浜町	G28	（不明）　～ T14.2.28	解雇

別表２　大正末期の大津地域の

※［滋賀弁護士会所蔵

雇用弁護士の所属弁護士会・本拠事務所所在地・弁護士名		出張事務所	事務員	事務員の雇用期間・手続日等 ○＝雇用申請→認可 ×＝雇用申請→不認可	
大津・大津市	山本福丸	彦根町	G25	T14.4.28　～	○
		長浜町	G32	（不明）　～ T15.6.9	死亡
			G26	（不明）　～ S5.12.17	解雇
			G36	（不明）　～ S5.12.17	解雇
			G22	S2.4.7　～ S5.12.17	解雇
	植村善三	水口町	G03	T15.11.8　～ S4.9.30	解雇
		彦根町	G10	S6.8.14　～	○
	信正義雄	彦根町	G06	T14.10.24　～	○
		彦根町	G14	S2.3.20　～ S6.12.28	解雇
	石野正弘	彦根町	G30	S6.1.7　～	○
	田中重太郎		G11	S2.2.24　～	○
	八塚英一	長浜町	G34	S2.3.20　～	○
京都・京都市	塩田義太郎	彦根町	G05	S6.12.28　～	○
	宮川長清	大津市	G33	S2.3.20　～	○
	荒賀勝平	大津市	A06	T15.10.1　～	○
		大津市	G27	S7.4.14　～	○
	坂井克巳	大津市	G04	S2.10.1　～	○
	山岸晫正	長浜町	G08	S2.10.13　～ S4.10.12	解雇
	山内牧二郎	大津市	G18	S7.5.10　～ S8.10.3	解雇
	山本数馬	大津市	G18	S8.10.19　～	○
	若林駒之輔	大津市	E04	T14.3.28	解雇
	松尾直樹	大津市	G05	T15.5.11　～	○
	上原角三郎	長浜町	G15	S8.6.1　～	○
	森田茂	彦根町	G05	S2.3.20　～　不明	解雇
		大津市	G27	S3.10.1　～ S6.12.23	解雇

「指定者」一覧（1905・明治30年～1919・大正８年）

「明治三十八年十月　特定名簿」(※１)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※２)
議員会決議による「指定者」(※３)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※４)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※５)
備　　考
紹介事実がない事を理由に指定解除

別表３　京都府域の訴訟紹介を業とする者の

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
F001	綾部・若松町	指定			指定解除	
F002	夷川通油小路西入西恵比寿川町	指定				
F003	衣棚町二条上ル	指定				
F004	衣棚通下長者町下ル御霊町	指定			指定解除	
F005	押小路通御幸町東入	指定			指定解除	指定解除
F006	押小路通高倉西入	指定				
F007	押小路通高倉東入	指定			指定解除	
F008	下立売通油小路西入東橋詰町	指定			指定解除	
F009	河原町通丸太町下ル伊勢屋町	指定				
F010	河原町通荒神口下ル上生洲町	指定				
F011	釜座通丸太町上ル夷川町	指定				
F012	釜座通二条下ル	指定				
F013	間之町丸太町下ル	指定				
F014	間之町通夷川上ル	指定				
F015	間之町通丸太町下ル	指定				
F016	丸太町通柳馬場西入四丁目	指定				死亡解除
F017	境町通夷川上ル絹屋町	指定				
F018	境町二条下ル杉屋町	指定				
F019	御幸町通綾小路下ル丸屋町	指定				死亡解除
F020	御幸町二条上ル	指定				
F021	御前通下立売上ル中ノ町	指定	指定	死亡解除		
F022	黒門通元誓元寺下ル毘沙門町	指定				

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
F 023	黒門通今出川下ル元伊佐町	指定	指定	死亡解除		
F 024	今出川通御前通東入下ル真盛町	指定	指定	指定解除		
F 025	今出川通小川東入南兼鹿町	指定				
F 026	姉小路通小川東入宮本町	指定			指定解除	死亡解除
F 027	姉小路通富小路西入菊屋町	指定				
F 028	字西九条小字藤ノ木	指定	指定	死亡解除		
F 029	室町通三条上ル	指定				
F 030	室町通上長者町上ル	指定				指定解除
F 031	室町通上長者町上ル	指定				
F 032	車屋町通竹屋町下ル	指定				指定解除
F 033	出水通烏丸西入	指定				
F 034	小川通下立売下ル八幡町	指定			指定解除	
F 035	小川通下立売上ル	指定			指定解除	死亡解除
F 036	小川通出水下ル勘兵衛町	指定				指定解除
F 037	小川通上立売東入北口町	指定				
F 038	上立売浄福寺西入大黒町	指定				
F 039	上立売通大宮東入	指定				
F 040	浄福寺通上長者町下ル坤高町	指定				
F 041	新烏丸通竹屋町上ル	指定	指定	死亡解除		
F 042	新町今出川上ル東入中後霊園子町	指定			指定解除	
F 043	新町通寺ノ内上ル道正町	指定				指定解除
F 044	仁和寺街道御前通東入風瑞町	指定			指定解除	

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除
「高村半蔵弁護士事務員」の肩書記載。 1914・大正３年５月３日（以下年月日は「T3/5/3」と略記）の常議員会名簿では「上京区出水堀川東入」

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
F045	仁和寺街道六軒町西入上ル	指定				
F046	大宮通今出川上ル観世町	指定				
F047	大宮通寺ノ内西裏三丁目西若宮町	指定				
F048	智恵光院通寺ノ内上ル西入観音町	指定				
F049	竹屋町通西洞院東入毘沙門町	指定				指定解除
F050	竹屋町通柳馬場東入	指定				
F051	中筋通浄福寺西入中宮町	指定				
F052	中立売通小川西入三丁目	指定				
F053	中立売通葭屋町西入役人町	指定				
F054	猪熊通中立売下ル	指定				
F055	東三本木月波楼前	指定				
F056	東洞院通二条上ル東側	指定				指定解除
F057	二条通室町西入	指定				
F058	二条通千本東入	指定				
F059	二条通千本東入	指定				死亡解除
F060	二条通麩屋町西入	指定	指定	死亡解除		
F061	富小路通御池上ル守山町	指定		死亡解除		
F062	富小路通竹屋町下ル大炊町	指定	指定	指定解除		
F063	堀川通上立売下ル	指定				
F064	木屋町二条下ル上樵木町	指定				
F065	柳馬場通竹屋町下ル柳	指定				

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
「弁護士事務員」の肩書記載
「弁護士岩田信事務員」の肩書記載
広瀬充蔵弁護士からの指定解除提案について、T4/2/7常議員会で指定解除が決定
T3/5/3常議員会名簿では「錦小路高倉西入」
紹介事実がない事を理由に指定解除

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月1日大津・京都弁護士会	1914・大正3年5月3日京都弁護士会	1914・大正3年12月27日同上常	1916・大正5年5月	1919・大
F066	柳馬場通竹屋町下ル	指定				
F067	両替町通三条上ル東側	指定				
F068	麩屋町二条下ル	指定				
F069	丹後町上野	指定				
F070	亀岡・紺屋町	指定				
F071	丹後町間人	指定			指定解除	
F072	木津川市木津	指定				
F073	宇治市小倉町	指定			指定解除	死亡解除
F074	下魚棚通大宮東入大工町	指定				
F075	祇園新地清元町	指定	指定	指定解除		
F076	錦小路通新町西入西錦小路	指定				
F077	錦小路通大宮東入七軒町	指定			指定解除	
F078	錦小路通東洞院東入	指定				
F079	御幸町通錦小路上ル	指定		指定解除		
F080	高倉通四条上ル立売西町	指定	指定	指定解除		
F081	高辻通仏具屋町	指定	指定	死亡解除		
F082	三ノ宮町正面上ル	指定				
F083	三条通大橋東三丁目	指定	指定	指定解除		
F084	三条通堀川東入橋東詰町	指定				
F085	寺町河原町間之町松原上ル幸以町	指定				指定解除
F086	七条通新町東入夷ノ町	指定				
F087	新宮川筋松原下ル西御門町	指定				

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
F 088	新橋通小堀西入林下町	指定	指定	指定解除		
F 089	新町綾小路角	指定				
F 090	数珠屋町東洞院西入高槻町	指定				
F 091	大宮通高辻下ル辻大宮町	指定				
F 092	大宮通三条下ル大宮町	指定			指定解除	
F 093	島原下ノ町	指定	指定	指定解除		
F 094	東中筋通御前通下ル紅葉町	指定				
F 095	東木屋町五条上ル材木町	指定				指定解除
F 096	伏見街道七条下ル本町六丁目	指定				
F 097	仏光寺通境町東入五条警察署前	指定				指定解除
F 098	仏光寺通柳馬場西入東前町	指定			指定解除	死亡解除
F 099	仏光寺通柳馬場西入東前町	指定				
F 100	柳馬場通六角下ル	指定				
F 101	油小路通七条上ル米屋町	指定	指定	指定		
F 102	六波羅南通東入興善町	指定				
F 103	麩屋町六角下ル坂井町	指定				
F 104		指定				死亡解除
F 105		指定				
F 106		指定				
F 107		指定	指定	死亡解除		
F 108		指定				
F 109		指定				

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
広瀬充蔵弁護士からの指定解除提案について、T4/2/7常議員会で指定解除が決定
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
F 110		指定				
F 111		指定	指定			
F 112		指定				
F 113		指定				
F 114		指定				
F 115		指定				
F 116		指定				
F 117		指定				死亡解除
F 118	壬生寺	指定				
F 119	園部町宮町	指定				
F 120	綾部・若松	指定				指定解除
F 121	園部町若松	指定				死亡解除
F 122	福知山町夜久野町日置	指定			指定解除	
F 123	伏見・鷹匠町	指定				
F 124	伏見・東浜南町	指定				指定解除
F 125	東大文字	指定				
F 126	伏見・表町	指定				
F 127	南田辺	指定			指定解除	
F 128	本町	指定				
F 129	弥栄町溝谷	指定			指定解除	
F 130	御旅	指定				
F 131	弥栄町和田野	指定				

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
Ｔ３の死亡解除確認以後も名簿に残存。
Ｔ３の死亡解除確認以後も名簿に残存。
Ｔ３の死亡解除確認以後も名簿に残存。
Ｔ３の死亡解除確認以後も名簿に残存。
Ｔ３の死亡解除確認以後も名簿に残存。
「目下服役中」の注記あり。

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月1日大津・京都弁護士会	1914・大正3年5月3日京都弁護士会	1914・大正3年12月27日同上常	1916・大正5年5月	1919・大
H01	聖護院町		指定	死亡解除	指定解除	死亡解除
H02	柳馬場二条下ル		指定	死亡解除	指定解除	死亡解除
H03	大宮七条上ル		指定	死亡解除	指定解除	死亡解除
H04	元誓願時七本末下ル		指定	死亡解除	指定解除	死亡解除
H05	木屋町四条上ル		指定	死亡解除	指定解除	死亡解除
H06	間之町魚棚上ル		指定	指定		
H07	万寿寺間之町東入		指定			
H08	木屋町四条上ル		指定	指定解除		死亡解除
H09	河原町三条上ル二筋目東入		指定	指定解除		
H10	東堀川椹木町		指定	指定解除		
H11	園部町宮町		指定	指定解除		
H12	麩屋町五条上ル		指定	指定解除		
H13	今出川新町東入		指定	指定		
H14	下河原通八坂塔前上ル		指定	指定		
H15	住所不定		指定	指定		
H16	住所不定		指定	指定		
H17	西洞院花屋町上ル		指定	指定		
H18	蔑屋町椹木町下ル直家町藤林内		指定	指定		死亡解除
H19	新町出水上ル		指定			
H20	新烏丸丸太町下ル		指定	指定		
H21	堺町竹屋町上ル　白井方		指定	指定		死亡解除
H22	新町出水上ル		指定	指定		

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
M10生。M34中央大学卒業。M34～36明治大学高等専攻科在学。M42.4～M42.7に奥西市太郎京都弁護士会弁護士事務員として承認（[京都弁護士会所蔵文書３]）。中村卓甫他四名の弁護士の指定解除提案によりT4/2/22常議員会で名簿から指定解除が決定（[(同上) ２]）。
「税務協会」の注記あり。
紹介事実がない事を理由に指定解除
調査委員報告時は事務員雇傭中だったので、解雇を待って、T8/5/30指定

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
H23	東堀川通下立売下ル東橋詰町		指定	指定	指定解除	
H24	錦小路烏丸東入		指定	指定		
H25	上御霊前室町通		指定	指定		
H26	魚屋		指定	指定		
H27	河原町四条		指定	指定		
H28	油小路西入小泉町97		指定	指定	指定解除	
H29	亀岡・紺屋町		指定	指定		
H30	東堀川下立売上ル		指定	指定		
H31	橦木町釜座西入夷川町		指定	指定		
H32	車屋町夷川上ル		指定	指定		
H33	中筋智恵光院角		指定			
H34	三条寺町東入		指定	指定		
H35	住所不定		指定	指定		
H36	智恵光院通中立売上ル上山里町			指定		死亡解除
H37				指定解除		
H38					指定解除	指定解除
H39					指定解除	
H40					指定解除	
H41					指定解除	
H42	吉田町下大路					指定

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
T7/6/5常議員会で前科調査の必要が確認され、検事局調査を依頼。前科（窃盗、詐欺、横領、私印偽造）判明につき雇用弁護士谷村信一会員に解雇を要請し、T7/9/23常議員会で解雇が確認。
T8/5調査委員会報告時は事務員として雇傭中、解雇後に指定
T8/5調査委員会報告時は事務員として雇傭中、解雇後に指定
T8/5/23の指定に対して、本人から訴訟の紹介によって利を営む行為はしていないことをもとに本人から指定の取消を要求。T8/6/19常議員会で指定を適当として指定を維持する。
T7/6/5常議員会で前科調査の必要が確認され、検事局調査を依頼。前科（詐欺、横領）判明につき雇用弁護士石田鉄雄会員に解雇を要請し、T7/9/23常議員会で解雇が確認。

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
H43	富小路竹屋町下ル					指定
H44	八坂通大和大路東入小松町					指定
H45	東丸太町川端東入					指定
H46	京都市川島					指定
H47	大和大路四条下ル４丁目小松町					指定
H48	室町出水上ル					指定
H49	岡崎町字溜ノ川42					指定
H50	高倉竹屋町下ル					指定
H51	寺町東浦杉原上ル幸竹町					指定
H52						指定
H53	新門前狸橋西入					指定
H54	間之町丸太町下ル					指定
H55	花見小路					指定
H56	吉田町関田					指定
H57						指定
H58	竹屋町柳馬場西入					指定
H59	綾部市					指定

「明治三十八年十月　特定名簿」(※1)
常議員会「訴訟紹介指定名簿加除調」(※2)
議員会決議による「指定者」(※3)
16日同上常議員会決議により「指定名簿」指定解除者(※4)
正８年５月23日同上常議員会決議による「指定名簿」指定及び指定解除(※5)
備　　考
T7/6/5常議員会で前科調査の必要が確認され、検事局調査を依頼。前科が無いことが報告。鵜飼幸吉会員の事務員に雇用される。その後、T8/5/23の調査委員報告で指定対象とされる。当時は鵜飼弁護士の事務員雇傭中だったので、解雇を待って、T8/5/30に指定。改めて、鵜飼から素行が悪かったことはないとして名簿から外すことが要望され、T9/5/8常議員会で除名決議。その後T10.6.14に鵜飼事務所を離れ、奈良弁護士会所属の高天房五郎（[京都弁護士会会誌編纂委員会（1984)] 418頁）京都出張事務所から雇用承認申請に対して、監督責任を負う事を条件に承認。
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除
紹介事実がない事を理由に指定解除
慶應三年生まれ。民間の塾で修学。M26京都貿易銀行。M28-29台湾総督府雇員。M39/11から依田会員事務員として採用。M41/8/7常議員会決議により訴訟紹介人名簿に記入されたので解雇される。その後M44/11に、依田会員（石川直吉・中村卓爾・梅影薫・佐々木七朗会員連名）から、同人は前非を悔い二年間謹慎し、現在改悛の情があるので再び以前のような行為をしないよう厳重に監督訓戒し、弁護士事務員としての地位名誉を毀損しないよう責任をもって使用したい旨の指定解除願が提出。M44/11/25常議員会で指定解除を決定。
T7/6/5常議員会で前科調査の必要が確認され、検事局調査を依頼。前科（警察犯処罰令違反）判明につき雇用弁護士竹内角右衛門会員に解雇を要請。解雇要請が受け入れられず、T7/9/23常議員で会則違反を決議。

介ニ応セサル事ト決定セシ指名者」一覧である。（[滋賀弁護士会所蔵文書２] 所収)。
簿加除調」での指定者（案）（[京都弁護士会所蔵文書２] 所収)。
似ノ行動ヲ為セシモノ」調査報告書。※２の「加除調」について、調査委員会による調査結果報告。

定。これに基づき調査が行われ、1916・大正５年５月16日常議員会決議により「指定名簿」から指定

あるいは指定解除が行われた（[京都弁護士会所蔵文書２] 所収)。

明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士

事務員	住居表示 ※空欄は住居不明もしくは当時取調中	1905・明治38年10月１日大津・京都弁護士会	1914・大正３年５月３日京都弁護士会	1914・大正３年12月27日同上常	1916・大正５年５月	1919・大
H60	油小路杉原下ル樋口町					指定（直後に解除）
H61						指定解除
H62						指定解除
H63						指定解除
H64						死亡解除
H65	新東洞院通仁王門上ル					
H66	丹後町徳光					

※１　大津・京都弁護士会が指定した「営利ヲ目的トシ訴訟ノ紹介ヲ業ト為スモノト認メ示後其紹
※２　1914・大正３年５月３日の京都弁護士会常議員会で資料として添付された「訴訟紹介指定名
※３　1914・大正３年12月27日京都弁護士会常議員会で資料として添付された「訴訟代理ノ行為類これに基づいて指定者が同日確定された（[京都弁護士会所蔵文書２] 所収）。
※４　1915・大正４年12月15日京都弁護士会常議員会議で、指定名簿の再調査が行われる事が決解除された（[京都弁護士会所蔵文書２] 所収）。
※５　1919・大正８年５月23日同上常議員会決議により「指定名簿」の再調査に基づき、新に指定